

## 別紙

### 震災等関連学習成果発信事業仕様書（案）

#### 1 本仕様書の目的

本仕様書は、福島県（以下「甲」という。）が委託先事業者（以下「乙」という）に委託する震災等関連学習成果発信事業に係る業務を円滑かつ効果的に行うために必要な事項を記載したものであり、乙は本仕様書に従い業務を遂行するものとする。

#### 2 委託業務の目的

県内の中学校が伝承館での震災等関連学習をとおして得た学習成果を動画に記録し配信するほか、学習成果のデジタル化と広報配信を行い風化防止につなげるとともに、伝承館来館の誘因及び浜通りの教育旅行の活性化を目的とする。

#### 3 委託業務期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

#### 4 委託業務内容

##### (1) 動画制作・配信

- ・中学生が伝承館を利用した震災等関連学習を実施し、学校での事後学習を経てその成果を動画に記録し、配信する。
- ・動画制作は3中学校で3種とし、尺は2分から2分30秒程度／本とする。  
中学校の取材協力依頼、及び中学校の承諾は甲が行うものとする。
- ・伝承館での撮影は、当該中学校の協力を仰ぎ、他の来館者に十分配慮すること。
- ・動画配信プラットフォームの選定は乙が行い、甲と協議の上、決定するものとする。
- ・乙は動画制作・配信にあたっては、肖像権、著作権の侵害をしないこと。

##### (2) デジタル化・広報配信

- ・(1)で制作した動画対象校以外に、新しい2～3中学校の学習活動の効果的なデジタル配信に必要なランディングページやダイジェスト動画又は静止画像を制作する。
- ・前記制作物毎に最適な広報プラットフォーム（検索連動型、ディスプレイ、SNS等）を2種選定し、配信を行う。
- ・広報配信により取得できる情報を一元化し、より効果的な出稿ができるよう、運用アカウントの管理に配慮する。

##### (3) 分析・検証

- ・広報配信の実施状況について、適切な運用がなされているか随時モニタリング・検証を行い、期中での分析に応じて配信設定の変更等による最適化を実施するとともに、必要な際に対応できる体制を構築する。
- ・本事業の終了後、発信効果に関する分析結果報告を含む実績報告書を作成し提出することとし、その内容についてはデジタル教材配信に関する深い知見が無くとも理解できる内容・構成とする。
- ・本事業において蓄積されるノウハウやターゲティング等が引き継がれ、持続可能な事業展開になることに配慮する。

#### 5 業務の進め方

- (1) 乙は上記各業務の遂行にあたり、各業務実施方法について、随時県と十分な協議を行い、進捗状況の調整等を行う。
- (2) 乙は甲が指示する会議、打ち合わせ等に参加し、必要に応じて資料を説明する。  
また、会議、打ち合わせ等において必要とされた書類を整理するとともに、会議資料を作成する。
- (3) この他、甲が必要と判断する業務を乙は支援する。

(4) 電子データについては、パソコンで閲覧できる形式で作成し提出すること。

## 6 提出書類

### (1) 契約締結後

- ア 委託業務着手届
- イ 総括責任者通知書（様式任意）
- ウ 実施工程表（様式任意）
- エ 業務実施体制図（様式任意）
- オ その他、甲が業務の確認に必要と認める書類

### (2) 業務完了後

- ア 委託業務完了届
- イ 成果品

## 7 成果品

- ・実績報告書 1部（様式任意）
- ・動画（ナレーション付き、MP4形式）
- ・デジタル配信に必要なランディングページやダイジェスト動画又は静止画像

## 8 総括責任者

本業務に当たって十分な経験を有する者を総括責任者として定めること。

## 9 留意事項

### (1) 法令等の遵守

乙は本業務の実施にあたり関連する法令等を遵守しなければならない。

### (2) 費用の負担

本業務に伴う必要な経費は、本仕様書に明記のないものであっても原則として乙の負担とする。

### (3) 本委託業務により制作される成果物の著作権、特許権、実用新案権、意匠権は甲に譲渡するものとし、成果品の構成素材（写真やイラスト等）については、甲が二次的著作物を作成し利用することができるものとする。

### (4) 資料の貸与及び返還

甲が所有し業務に必要な資料及びデータを貸与する場合、乙は破損、紛失、盗難等の事故がないよう管理するものとする。なお、貸与された資料はリストを作成の上甲に提出し、業務完了後速やかに甲に返却するものとする。

### (5) 乙は業務の一部を第三者へ再委託する場合、再委託先、金額、業務体制などを甲に書面により協議し、承認を得ること。また、再委託先への指示、業務管理を徹底すること。

### (6) 個人情報の取り扱いに十分留意し、情報漏洩が生じないように管理すること

### (7) 仕様に定めのない事項、疑義が生じたときは、双方協議のうえ決定するものとする。ただし、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と考えられるものについては、本業務に含まれるものとする。